

【事業計画の概要】

<営業の範囲>

主に岐阜県飛騨地域(高山市・飛騨市・下呂市・白川村)

<産業廃棄物収集運搬業>

- 許可範囲：岐阜県(積替え・保管を含む。)、愛知県、三重県、富山県、新潟市
- 地域の建設工事現場や各種工場等から排出された産業廃棄物を収集し、当社中間処理施設及び委託先処理施設へ運搬する。
- 当社中間処理施設で処理した産業廃棄物を県内外の委託先最終処分場等へ運搬する。
- 排出事業者又は収集運搬業者が搬入した産業廃棄物のうち、一部の廃棄物は、許可の範囲内において、当社の積替保管場所にて保管し、その後委託先へ運搬する。

環境保全処置

- 飛散・流失防止するため、シート掛けを行うとともに、落下防止のためにロープ掛け等の措置を講じる。
- 過積載にならないよう十分に注意する。
- 回収する廃棄物の性状・量に適したコンテナや容器を使用し、車両や経路等の効率的な作業計画を立てる。
- 車両の定期・日常点検を行う。

<産業廃棄物処分業(中間処理)>

- 排出事業者又は収集運搬業者が搬入した産業廃棄物の中間処理を下記施設にて行う。
 - ・ 破碎・分別施設 (廃石膏ボード)
 - ・ 破碎施設1 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず)
 - ・ 圧縮梱包施設 (廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず)
 - ・ 選別施設 (汚泥、燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃油、鉱さい)
 - ・ 破碎施設2 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)
 - ・ 移動式破碎施設 (廃塩化ビニル管)
- 中間処理後の産業廃棄物は委託先の処分場へ品目毎に搬出する。

環境保全処置

- 粉じんについては、作業時に防塵マスクの着用など細心の注意を払うと同時に、必要に応じて事前の散水により飛散を防止する。
- コンクリート敷きの床面にて、地下浸透を防止する。
- 施設内は作業終了後、常に清掃し、清潔にする。
- 終業時には、維持管理表に基づき日常点検を行う。

業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、環境汚染防止に十分な配慮を行う。

資源循環型社会の実現と地球環境への配慮に貢献できるよう、併設する解体工事業とともに力をそそぎたい。